

教総第1428号
教職第1376号
平成24年2月15日

本庁の各課長
各教育事務所長 様
各教育機関の長

教 育 長

「職員の懲戒処分等に関する公表基準」の一部改正について

県では、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合には、「職員の懲戒処分等に関する公表基準（平成15年5月21日施行）」により、処分内容等を公表しているところです。

この度、「教育立県ちば」の根幹を揺るがす不祥事の根絶を図るため、別紙のとおり同基準を一部改正し、平成24年2月15日から適用することとしました。

ついては、所属職員に対し内容を早急に周知するとともに、あらためて服務規律を徹底するようお願いします。

なお、本通知は各市町村教育委員会へも通知してあります。

教総第1428号

教職第1376号

平成24年2月15日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長

「職員の懲戒処分等に関する公表基準」の一部改正について

県では、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合には、「職員の懲戒処分等に関する公表基準（平成15年5月21日施行）」により、処分内容等を公表しているところです。

この度、「教育立県ちば」の根幹を揺るがす不祥事の根絶を図るため、別紙のとおり同基準を一部改正し、平成24年2月15日から適用することとしました。

貴職においては、内容を職員に周知するとともに、服務規律の徹底をお願いします。

職員の懲戒処分等に関する公表基準

平成15年5月21日制定

平成24年2月15日一部改正

1 目的

公務員倫理の確立と綱紀保持のより一層の徹底を図るため、教育委員会が地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合は、原則として以下の基準により公表することとし、もって職員の公務員としての自覚を促し、不祥事の未然防止に資することを目的とする。

2 公表する懲戒処分等

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- (2) 地方公務員法に基づく、刑事事件に関し起訴された場合の休職処分
- (3) 上記以外の処分で社会的影響等を勘案し、公表する必要がある場合

3 公表する内容

- (1) 原則として公表する内容は、次のとおりとする。
 - ア 被処分者の属する所属名
(県立学校にあつては学校名、市町村立学校にあつては市町村名及び校種名)
 - イ 被処分者の職名
 - ウ 被処分者の年齢
 - エ 処分内容
 - オ 処分年月日
 - カ 事実の概要
- (2) 懲戒免職処分及び収賄、横領、飲酒運転による交通事故等社会的影響の大きな事件に係る懲戒処分については、氏名及び市町村立学校にあつては学校名についても公表するものとする。

4 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は県ホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行うこととする。

5 監督責任に係る懲戒処分等の公表

懲戒処分の監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、上記2ないし4に準じて行う。

6 公表の例外

事件の性質上、被害者等が公表しないことを求めている場合等、被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、処分の公表を行わないことができる。

7 基準の適用

この基準は、平成24年2月15日以降の懲戒処分等について適用する。